

質問内容	答弁内容
<p><b>五 ケアラー支援について</b>            ケアラー支援条例が実行力をもって、ケアラーと呼ばれる方々の希望となるように、質問を行いたいと思います。</p> <p><b>(一) 道の責務について</b>            条例案では、道の責務として支援に関する施策を総合的かつ計画的に実施するとしておりますけれども、推進計画策定の時期はどのように考えていますか。また、ヤングケアラーが自らの意思を表明し、意見が適切に支援を反映される環境整備に努めるとしてはおりますけれども、そうした環境作りは一刻も早く取り組むべきと考えますが、道としていつまでにどのような環境整備をしていくかお示し下さい。</p> <p><b>(二) 事業者の役割について</b>            条例案では事業者の役割として、自治体などへの協力が記載されております。実現するためには、事業者への支援はどのように取り組んでいくのか伺います。</p> <p><b>(三) 財政上の措置について</b>            条例案では財政上の措置について講ずるよう努めるとしてあります。これは責務とするべきではありませんでしたか。道として市町村や関係機関に財政上の措置を積極的に行う考えはあるか伺います。</p>	<p><b>【介護運営担当課長】</b>            推進計画などについてでございますが、ヤングケアラーにつきましては、多くの方々がその悩みや生きづらさを相談できずに過ごしておられることが危惧されますことから、新年度、啓発活動や広報活動を通じて、ヤングケアラーご本人や周囲の気づきを促すことに加え、不安や悩みをいつでも気軽に相談できる窓口や交流の場などを整備し、当事者の声を受け止め、本人のご希望やお気持ちに寄り添った支援に着手することとしております。            同時に、こうしたケアラー支援を着実に進めていくためには、福祉・介護・医療・教育など幅広い分野にまたがる施策の総合的かつ計画的な進行管理や点検評価を行う必要がございます。道の高齢者保健福祉計画や障がい福祉計画などとの整合性を図りつつ、速やかに、ケアラー支援に関する推進計画を定めることとしております。</p> <p><b>【介護運営担当課長】</b>            事業者への働きかけについてでございますが、今定例会に提案しております条例案には、事業者の役割といたしまして、ケアラーが置かれている状況や支援の必要性についての理解を深め、道及び市町村の施策や関係機関等の取組に協力するよう努めることを規定しているところでございます。            このため、道といたしましては、事業者の皆様に対しましてもホームページやSNSを活用したケアラーに関する情報発信はもとより、ポスターやリーフレットの配布を行い、より一層、理解を深めていただくこととしております。            また、道や市町村の施策について、関係団体を通じて情報提供をいたしますほか、団体が開催をいたします事業者向けのセミナーなどにも出向くなどいたしまして、協力を求めていくこととしており、介護事業所や相談機関、子ども食堂など幅広い事業者の方々と協働しながら、ケアラー支援に取り組んでまいります。</p> <p><b>【介護運営担当課長】</b>            財政上の措置についてでございますが、ケアラー支援につきましては、道や市町村、道民の皆様方や関係機関などが、それぞれの責務と役割のもとで、協働して進めていく必要があると考えております。            道といたしましては、新年度予算に地域包括支援センターや相談支援事業所などの関係機関を対象</p>

質 問 内 容	答 弁 内 容
<p>(四) ケアラー問題の根本的解決について</p> <p>こういったケアラー問題が発生している背景には、日常におけるケアの必要性を重視してこなかったという結果であって、一層の取組が必要ではないかと考えますけれども、この点についてのご見解を伺います。</p>	<p>に、相談スキルを向上させるための研修会の開催経費や、関係者間のネットワーク構築などを進めるアドバイザーを市町村に派遣する経費などを盛り込んでおりまして、今後とも不断の見直しを図りながら必要な予算を確保し、事業の実施に取り組んでまいります。</p> <p><b>【高齢者支援局長】</b></p> <p>ケアラー支援の取組についてでございますが、ケアラーの方々を応援し、支援していくためには、道民の皆様方に共通理解を深めるための普及啓発の促進、周囲の方や関係機関などによります早期発見や相談の場の確保、住民が一体となり支援する地域づくりを進めていくことが重要でございます。</p> <p>このため、道といたしましては、今後、ケアラーに関するポスターなどの配布や、相談支援機関などに、気づきの重要性を理解していただくための研修の実施、さらには、ヤングケアラーが気軽に相談できる窓口の整備や、市町村へのアドバイザー派遣などの施策に着手するとともに、ケアラー支援に関する推進計画を速やかに策定し、各般の施策を総合的かつ計画的に推進することとしており、市町村、学校、関係機関などと連携を深めながら、オール北海道でケアラーとそのご家族を支える地域社会の実現に向けて取り組んでまいります。</p>